

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【公表番号】特表2009-512796(P2009-512796A)

【公表日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-012

【出願番号】特願2008-536128(P2008-536128)

【国際特許分類】

E 04 H 9/02 (2006.01)

F 16 F 15/02 (2006.01)

F 16 F 15/023 (2006.01)

【F I】

E 04 H 9/02 3 2 1 B

E 04 H 9/02 3 2 1 A

F 16 F 15/02 E

F 16 F 15/02 Q

F 16 F 15/02 K

F 16 F 15/023 A

F 16 F 15/02 A

F 16 F 15/02 L

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月5日(2009.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

垂直方向に延設する2つの部材と、垂直方向に配向された減衰要素とを備える丈高な構造物であって、前記減衰要素が、前記2つの部材間の相対垂直運動を減衰するように配置され、前記垂直方向に延設する部材の高さが前記減衰要素の上方に延びる構造物。

【請求項2】

前記構造物が前記部材の1つから延設する水平要素を備え、前記減衰要素が、前記水平要素と他の前記垂直部材との間の相対運動を減衰するように配置されている、請求項1に記載の構造物。

【請求項3】

前記水平要素は、前記要素の延設方向に直角な水平方向の幅が相対的に薄い、請求項2に記載の構造物。

【請求項4】

前記構造物が高層建築物であり、前記水平要素の高さが前記建築物の1階分を超えて延設する、請求項3に記載の構造物。

【請求項5】

前記水平要素が、階床面積を分割する壁の一部を形成する、請求項2～4のいずれかに記載の構造物。

【請求項6】

前記垂直部材の周りに同じ高さに配置された複数の減衰要素を備える、請求項1～5のいずれかに記載の構造物。

【請求項 7】

複数組の減衰要素を備え、前記それぞれの組が前記構造物の異なる高さにある、請求項1～6のいずれかに記載の構造物。

【請求項 8】

減衰要素は、構造物の中間高さ部分に配置されることを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の構造物。

【請求項 9】

丈高な構造物に減衰を付与する方法であって、前記構造物は垂直方向に延設する2つの部材を有し、前記方法は、垂直方向に作用し前記2つの部材間の相対運動を減衰する減衰要素を設けるステップを含み、前記垂直方向に延設する部材の高さが前記減衰要素の上方に延びる方法。

【請求項 10】

前記垂直方向に延設する部材の1つから延設する水平要素を設けるステップを含み、前記減衰要素が前記水平要素と他の前記垂直部材との間の相対運動を減衰する、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記水平要素は、前記要素の延設方向に直角な水平方向の幅が相対的に薄い、請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記構造物が高層建築物であり、前記水平要素の高さが前記建築物の1階分を超えて延設する、請求項11に記載の方法。

【請求項 13】

前記水平要素が、階床面積を分割する壁の一部を形成する、請求項10～12のいずれかに記載の方法。

【請求項 14】

複数組の減衰要素を前記構造物の様々な高さに設けるステップを含む、請求項9～13のいずれかに記載の方法。

【請求項 15】

構造物の中間高さ部分に減衰要素を配置することを含む、請求項9～14のいずれかに記載の方法。